

記紀地名伝説雑考

阿部源蔵

目次

- 一、序にかえて——地名伝説における2つの型
- 二、記紀地名伝説対照表
- 三、記紀地名伝説の座標
- 四、地名伝説の、古代と後代とを分けるもの
- 五、記紀地名伝説の実像
 - A 神武朝を中心に
 - B 景行朝を中心に
 - a 景行の西征物語を中心に
 - b 日本武の東征物語を中心に
- 六、収束
- 補注

一、序にかえて——地名伝説における2つの型

一般に、古代地名伝説（記紀・古風土記に現れた地名伝説をいう。以下、「地名伝説」という）と認められているものの中に、相異なる2つの型（タイプ）を区別することが出来る。解説型(A)と伝説型(B)とである。たとえば——

例① 然（常陸国と——注、阿部）号くる所以は、往來の道路、江海の津濟を隔てず、郡郷の境界、山河の峯谷に

相続ければ、直通ひたかちの義を取りて、名称と為せり(a)。或るひといへらく、倭武の天皇、東の夷の国を巡狩めぐりまわはして、新治の県を幸過すきいでまししに、国造毗那良珠命を遣はして、新に井を堀らしむるに、流泉淨く澄み、尤好愛ゆふあしかりき。時に、乘輿を停めて、水を翫かで、み手を洗ひたまひしに、御衣の袖、泉に垂りて沾ぬちぬ。便ゆち、袖を漬ひたす義によりて、此の国の名と為せり。風俗の諺に、筑波岳に黒雲拄り、衣袖漬ひたの国といふは是なり(b)。(常

陸国風土記 (総記)

右は常陸国風土記の冒頭(総記)にのせられている地名伝説であつて、常陸の国の国号の由来について、たまたま2説を並記している珍しい例である。もちろんこれは、和銅6年5月の風土記撰進の詔——その中の一項に「山川原野名号所由」云々という、あの詔命に應じて2説同時に録上されたものであることは云うまでもない。にもかかわらず(a)と(b)とは内容が全くちがう。(b)は日本武の東征(巡狩)伝説を母胎とし、これに風俗の諺を結合して成つており、もっとも伝説らしい伝説であつて、冒頭に示したB型の典型というにふさわしいものである。これに反して(a)には伝説的要素は皆無である。かつ常陸の国をとりまく地理的条件を正しくとらえての客観的・論理的な説明であつて、まさに冒頭のA解説型の典型といえるであろう。もちろん、これは当時としては稀有の例で、解説の質的な高さにおいては江戸時代の学者のそれに迫るものがある。たとえば——

○ 常陸 ひたかちなり。かを略す。都よりこの国まで ひたものかち路なり。此の国は日本の東のはしなればなり。下略。(貝原益軒『日本釈名』地名五)

○ 立入信友云 日高ハ景行天皇紀を思ふに、今の蝦夷地にて常陸ハかの日高へ通ふ道なれば、日高道ヒダカチなるべしといへり。この説いとめでたし。こを思へば頭昭が説（古今頭注に「ひたかちなり」と云っているのをさす。注、阿部）も捨てたし。（藤原彦麻呂『諸国名義考』上）

『釈名』の説は、ヒタカチ（直徒）の国√ヒタチの国と考えたのに、地名伝説(a)は、ヒタミチ（直通）√ヒタチと考えたのであつて、全く同工異曲の説と云うべきであろう。これに対して『名義考』の方は、頭昭のヒタカチ説をふまえつつ、日高への道√ヒタカチ√ヒタチ。これは阿波の国への道筋に当る島をアハチ島というにならつたものであることは云うまでもないが、とにかく釈名の説を一步進めたものとは云えるであらう（このほかにも諸説あるが、この2説あたりが簡にして要をえた、尤なるものというべきか）。ともあれ元禄時代の学者のそれと肩をならべる語源説が、数百年前、はやくも常陸国風土記の冒頭に坐つていたとは、驚異という外はないが、これは当時地方官としてこの国に赴任した藤原宇合（長官）・高橋虫麻呂（のうちのどちらか、多分宇合？）が、この国の風土記の編集に関与し、その原稿を検閲したにちがいない。まず冒頭に坐つた国号の由来の原案(b)を見て、あまりにも伝説的・常套的な説明にヘキエキした。遣唐副使として渡唐し、中国的な教養と思考とにならされた彼は、たつた今しがた経過して来た東下りの旅の実感にもとづいて、とりあえず一案を提起した。それがヒタミチ説(a)である。それは数百年後の学者の説に迫るほどの出来ばえであつたので、第一案として異議なく冒頭に坐ることになつた。ただ旧説(b)もこれを捨てかねて第二案として併記することとした。両説並記の事情はこのような次第ではなかつたか。

ともあれ、従来はこの(a)を、(b)と一括してあやしまなかつたがそれは不当である。これはもはやリッパな地名解説ないし語源説として、(b)一般つまり地名伝説とは峻別すべき性質のものでなければならぬ。とりあえず、冒頭にA

・B兩型を立てて區別を明らかにしたゆえである。
記紀の地名伝説にも、もちろんこの兩別がある。

例② 是に其の伊須氣余理比売命の家、狹井河の上に在りき。(中略)其の河を佐章河と謂ふ由は、其の河の辺に山由理多在りき。故、其の山由理の名を取りて、佐章河と号けき。山由理草の本の名は佐章と云ひき。(古事記 中、神武記。ただし原文は「其の河を」以下割注)

例③ 秋八月の壬午の朔に、日葉酢媛を立てて皇后としたまふ。皇后の弟の三の女を以て妃としたまふ。唯し竹野媛のみは、形姿醜きに因りて、本国に返しつかはす。則ち其の返しつかはさるることを羞ぢて、葛野にして、自ら輿より墮ちて死りぬ。故、其の地を号けて墮國おちくにと謂ふ。今弟國おとくにと謂ふは、訛よこしまれるなり。(日本書記 卷第六)

例④ 天皇、始め、賊を討たむとして、柏峽の大野やどに次りませり。其の野に石有り。長さ六尺、広さ三尺、厚さ一尺五寸。天皇祈ひて曰く、「朕、土蜘蛛を滅すこと得むとならば、將に茲の石を蹶おぼゑむに、柏の葉の如くして挙げ」とのたまふ。因りて蹶おぼみたまふ。則ち柏の如くして大虚に上りぬ。故、其の石を号けて、蹶石おぼしと曰ふ。
(同上、卷第七)

例②はA型、例③④はB型。これらも従来は地名伝説として同列に扱われて来たものだが、まず例②について。こ

れは古事記の自注であって、上記の常陸の国号(a)と同様、伝説的要素を全く含まず、しかもきわめて解説的である。もともと自注とは本文の文意を明らかにするために設けられる注釈である。本文にのせられた地名伝説とは時間的にも質的にも次元を異にするもので、これ(例②)もまた「地名伝説」とは云いがたい。よって本稿の対象から外すこととする。

例③は、B型の代表例として出したもので、記紀の地名伝説の圧倒的多数、ほぼ99%はこれに属している。本稿の対象はもちろんこの種のもの(もともと原初的な地名伝説)を中心とする。例④も、伝説としては③と全く変りのないものだが、対象が「石」であって地名とは云いがたいので、これ(およびこの種のもの)も本稿の対象外とする。以上のような立場から、記紀の地名伝説を拾うと、記34・紀69となる。その分布状態を、天皇の世紀をメドとして、上下対象して示すと次のとおりである。

二、記紀地名伝説対照表

古 事 記		日 本 書 紀	
地 名	主要人物	摘 要	神代
1 オノゴロシマ (淤能基呂島)	伊邪那岐 ・伊邪那美	塩が自ら凝って 島となる。	1 オノゴロシマ (殿取慮島)
2 オホヤシマグニ (大八島国)	〃	八つの島を生んで 斯く命名。	2 オホヤシマノク ニ(大八洲国)
3 スガ(須賀)	須佐之男	新居の地を求め	3 アハジノシマ 〃
			天皇名・ 神代
地 名	主要人物	摘 要	地 名
1 オノゴロシマ (殿取慮島)	伊弉諾・伊 弉冉	潮が自ら凝って 島となる。	1 オノゴロシマ (大八洲国)
2 オホヤシマノク ニ(大八洲国)	〃	八つの島を生んで 斯く命名。	2 オホヤシマノク ニ(大八洲国)
3 アハジノシマ 〃	〃	島の出来、「心	3 アハジノシマ 〃

	<p>て「心清々し」と。</p>		<p>神武</p>	<p>4 (淡路洲) スガ(清)</p> <p>5 タカヤ(竹屋)</p>	<p>素戔鳴</p> <p>木花開耶姫</p>	<p>に合わず」と。 新居の地を求め て心「清々し」と。 出産用の竹刀、 竹林となる。</p>
<p>4 タデツ(蓼津)</p> <p>5 チヌ(血沼)</p> <p>6 フノミナト(男水門)</p> <p>7 ウダノウガチ(宇陀之穿)</p> <p>8 カブラザキ(詞夫羅前)</p> <p>9 ウダノチハラ(宇陀之血原)</p>	<p>神武とその軍団</p> <p>五瀬命</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>神武とその軍団</p> <p>神武・兄宇迦斯</p> <p>〃</p>	<p>楯をもって下り立った所。</p> <p>手の血を洗った所。</p> <p>五瀬、雄たけびして死す。</p> <p>踏み穿って通過した難所。</p> <p>鳴鏑の落ちた所。</p> <p>兄宇迦斯を誅殺した所。</p>	<p>神武</p>	<p>6 ナニハ(難波)</p> <p>7 タデツ(蓼津)</p> <p>8 オモノキ(飲悶廻奇)</p> <p>9 フノミナト(雄水門)</p> <p>10 ウダノウガチ(菟田穿)</p> <p>11 ウダノチハラ(菟田血原)</p> <p>12 メサカ(女坂)</p> <p>13 ヲサカ(男坂)</p> <p>14 スミサカ(墨坂)</p> <p>15 トミ(鳥見)</p> <p>16 カヅラキ(葛城)</p>	<p>神武とその軍団</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>神武の軍団</p> <p>八咫鳥</p> <p>神武の軍団</p> <p>兄猾</p> <p>神武の軍団</p> <p>・ヤソタケル</p>	<p>潮流速き所。</p> <p>楯を立てて雄たけびをした所。</p> <p>人、大樹にかくれて難を免る。</p> <p>五瀬、雄たけびした所。</p> <p>鳥に導かれて陰難を通過した所。</p> <p>兄猾を誅殺した所。</p> <p>タケルが女軍・男軍・炭火を置いた所。</p>
<p>地名の読み方は 日本古典文学大 系本『古事記』</p>		<p>神武の軍団</p> <p>長髓彦</p> <p>神武の軍団</p> <p>金鷄出現して長髓彦の敗れた所。</p> <p>葛網を以て土蜘蛛</p>				

同「日本書紀」の訓方にしたがう。

14	13	12	11	10			
ウガハ(鵜河)	ハフリソノ(波)	クスバ(久須婆)	イヅミ(伊豆美)	ミワ(美和)			
<p>大物主・活 玉依毘売</p>							
<p>大物主がヒメのもとへ通う。 日子国夫玖、建波邇安の反逆を鎮圧する。⑪は両軍対峙した所、⑫は尿が禪についた所。⑬は敗兵が河に浮んだ所、⑭は敵を</p>							
崇神							
29	28	27	26	25	24	23	22
クスバ(樟葉)	カワラ(伽和羅)	ハフリソノ(羽振苑)	イヅミガハ(泉河)	ナラヤマ(那羅山)	ソラミツヤマト	アキヅシマ(秋津洲)	クメノムラ(来目邑)
彦国葺・武埴安					饒速日	神武	米
<p>官軍が山の草木を踏みならした所。両軍が相對峙した所。 敵軍を大破した所。 敵兵が甲(かわら)を脱いだ所。 尿、禪につく。</p>					<p>土蜘蛛 ・土蜘蛛 神武の軍団 ・磯城のヤソタケル</p>	<p>椎根津彦・弟猜 神武・大久</p>	<p>蜘蛛を誅殺した所。 ⑰に大軍が集合、 ⑱で雄たけびをし、 ⑲で城を造り、 ⑳で敵軍をセンメツした。 呪禱用の土を取った所。 大久米に対する行賞の地。 国見をして、国土に命名する。 空から国土を見下して命名する。</p>

15	アヒヅ (相津)	大毘古・建 沼河別	セン滅した所。 高志・東方十二 道を巡回平定	30	アギ (我君)	敵が降服してア ギと云った所。
16	ワナミノミナト (和那美之水門)	山辺大鶴 (オホタカ)	主のために鶴の 跡を追って諸国を 廻る。 離別され⑬で縊 死せんとし、⑭で 淵に墮ちて死んだ 所。	31	ツヌガ (角鹿)	都怒我阿羅 斯等
17	サガラカ (相楽)	垂仁・円野 比売	倭建、東征の途 次⑩は国造を焼亡 ぼした所、⑪は亡 妻をしのんで三嘆 した所、⑫は伊吹 山神の妖気からさ めた所、⑬は足が なえた所、⑭は杖 にすがって歩き始 めた所、⑮は足が 三重に曲った所。	32	ミマナノクニ (弥摩那国)	竹野媛
18	オトクニ (弟国)			33	オトクニ (弟国)	
19	ヤキヅ (烧遣)	倭建		34	ミヤコ (京)	景行
20	アヅマ (阿豆麻)			35	オホキダ (頼田)	〃
21	キサメノシミヅ (居寐清水)			36	ツバキチ (海石 榴市)	景行・土蜘蛛
22	タギ (当芸)			37	チダ (血田)	蜘蛛
23	ツエツキサカ (杖衝坂)			38	ヒムカ (日向)	景行
24	ミへ (三重)			39	ミヅシマ (水島)	景行・山部
				40	ヒノクニ (火国)	の祖小左 景行
						景行、靈火を見 て命名。

	<p>25 ウミ(宇美)</p> <p>神功</p>	<p>外征の帰途、太子を産む。 巡回の途次、神と名を易えた所。</p>	<p>仲哀 (神功を含む)</p>	<p>26 ツヌガ(都奴賀)</p>	<p>太子・伊奢沙和氣神</p>			
<p>41 アソ(阿蘇)</p>	<p>景行・阿蘇都彦</p>	<p>国神の名によって命名。 大樹を見て命名。</p>	<p>42 ミケノクニ(御木国)</p>	<p>景行</p>		<p>43 ヤメノクニ(八女国)</p>	<p>景行・八女津媛</p>	<p>所の女神の名によって命名。 膳夫等、盃の持</p>
<p>44 イクハ(的)</p>	<p>景行・膳夫</p>	<p>参を忘れた所。 東征、土賊を焼き亡ぼした所。</p>	<p>45 ヤキツ(焼津)</p>	<p>日本武・土賊</p>	<p>風浪にあい、弟橘媛入水した所。</p>	<p>46 ハシリミツ(馳水)</p>	<p>日本武・弟橘媛</p>	<p>碓氷坂上に立ち亡妻をしのぶ。</p>
<p>47 アヅマノクニ(吾嬬国)</p>	<p>日本武</p>	<p>伊吹山神の妖氣から醒めた所。</p>	<p>48 キサメガキ(居醒泉)</p>	<p>仲哀・五十手</p>	<p>南国巡狩、五十手に因み命名。</p>	<p>49 イト(伊観)</p>	<p>熊鷹</p>	<p>征討の途次、笠吹き落とされる。</p>
<p>50 ミカサ(御笠)</p>	<p>熊鷹</p>	<p>征討を終えて「心安し」と。</p>	<p>51 ヤス(安)</p>	<p>神功</p>	<p>巡狩の途次「折釣り」をする。</p>	<p>52 マツラ(松浦)</p>	<p>〃</p>	

						27 カワラノサキ (訶和羅前)	宇遲能 和紀 郎子・大山守	宇遲、大山守を討つ。甲がかわらと鳴った所。	応神		
						28 ミツノサキ(御津前)	仁徳・石之日売	愛情がもつれて日売が柏葉を流した所。	仁徳		
64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
モズノミミハラ	タカカヒノムラ (鷹甘邑)	タマテ (玉代)	カンハノワタリ (葉濟)	エマ(杉子断間)	コロモノコノタマ (強頸断間)	ホリエ(堀江)	ウマヤザカ(厩坂)	カコノミナト (鹿来水門)	カラビトノイケ (韓人池)	アフサカ(逢坂)	ウミ(宇瀨)
筑陵中、鹿人	俄能胡 酒君(帰化)	磐之媛・阿媛	仁徳・磐之媛	杉子	強頸	仁徳	阿直岐	君牛 応神・諸県	武内宿称	・忍熊 神功(武内)	〃
百舌、鹿の耳か	ここで鷹を飼う。	土地を献じて死を免れた所。	愛情もつれ、媛御綱葉を流す。	誓を立てて人柱を免れる。	築堤の人柱となる。	堀江を作つて農地をひらく。	ここで馬を飼う。	遊獵の途次、鹿の角をつけた人に逢う。	韓人に池を作らせた所。	忍熊の野心をここにくだく。	外征の帰途、太子を産む。

34 シメス(志米須)	33 カナスキノヲカ (金鉏岡)	32 アキヅノ(阿岐 豆野)	31 クレハラ(呉原)	30 トホツアスカ (遠飛鳥)	29 チカツアスカ (近飛鳥)	
の老人 顕宗・猪甘	(をとめ) 雄略・媛女	雄略	雄略・呉人	水齒別	水齒別・曾 婆訶理	
老人の子孫に縁 りの地を示す。	を を見て歌を詠みか ける。	吉野に幸して歌 を詠む。 行幸の途次媛女 を見て歌を詠みか ける。	呉人の帰化定住 した所。 雄略	禊 <small>ま</small> をした所。 大和への途次禊 <small>ま</small> をした所。	曾婆訶理を誅殺 した所。	
武烈	顕宗		雄略		履仲	
69 キノへ(城上)	68 クレハラ(呉原)	67 クレサカ(呉坂)	66 アキヅノヲノ (蜻蛉野)		65 アガタモリノフ チ(県守澗)	
大伴室屋	雄略・呉人	客 雄略・呉の	雄略		の祖) 現る。 県守(笠臣)	
城を造った所。	の地。	の道を通すため 呉人の帰化定住 の地。	蜻蛉、雄略の腕 の虻を食う。 呉客を通すため の道を通る。		患を除く。	ら飛びたつ。 虻を退治して衆

三、記紀における地名伝説の座標

古事記（神代——推古）、日本書紀（神代——持統）の全体系を思いうかべつつこの表を見ていただきたい。まず氣のつくことは、地名伝説の全く現れていない部分（A）と地名伝説の頻繁に現れる部分（B）とが截然と分かれてゐることである。

A 地名伝説の全く現れない部分について——古事記では①綏靖——開化の8代、②仁賢——推古の10代。日本書紀では③綏靖——開化の8代、④継体——持統の16代。この部分には地名伝説が全く現れていない。なぜだろう。まず①②③にはいちじるしい共通点がある。第一に記述がきわめて簡略である。しかも他の部分とはちがって、ただ天皇の称号・続柄・皇居の所在・后妃・年令・陵墓……等の数項目についての、事務的な記述にとどまる。他の部分に見るような、生彩に満ちた文学的ないし物語的な記述が全く欠けているのである（ただし、綏靖紀にはひとつだけタギシミミノミコトに関する歌物語がのせられているが、これはきわめて異例で、古事記ではこれを神武記のおわりの部分へ繰りあげて処理している）。つまりこの部分は系譜的色彩の濃厚な部分であって、記序に云う「帝紀」のすがたを彷彿させるものがある。記紀の各巻は原則として、帝紀十旧辞の形で編まれているのに、たまたま①②③の各巻は旧辞が欠けていて、帝紀だけで成立している巻々と思われる。この部分に地名伝説の現れないのは、記述の性格からしてむしろ当然というべきであらう。

次に、④継体紀以下16代の記述について——この部分にも地名伝説の現れないことは前項と同様であるが、記述の内容は前項の場合とはむしろ逆である。継体紀以降、ときに例外もなくはないが、記述の内容はしだいに詳密の度を加えてゆく。そしてその大きな節目は欽明紀にあり、その前と後とで記述の様相が一変することは周知のとおりであ

る。これは継体——宣化の交を過渡期として、伝承史上ひとつの変革が行われた。つまりそれは口頭伝承（語り部的）から記録伝承（史官的）への変革であつて、欽明紀以降の記述様式の変化はこれに対応するすがたであつたらうことも、また衆目の見る所である。

記述内容の画的な増大にもかかわらず、継体紀以降、書紀において地名伝説が跡を絶つもの、やはりこの変革の結果であつて、記録伝承にはもともと地名伝説はなじみにくいもの、というよりも必要なものであつたからに外ならない。逆推して、口頭伝承には地名伝説はなじみ易い、むしろ必要欠くべからざるものであつた、ということが出来ようか（後述）。諸氏相伝の旧辞の下限を顕宗記——継体紀の交に置くのが諸家のほぼ一致した見解であるが、記紀の地名伝説の下限もまたこれとほぼ一致していることは、この間の事情を端的に示すものと云えるであらう。

以上の外にも、なお地名伝説の現れない部分はある。古事記では、成務・反正・允恭・安康・清寧の5朝。書紀では、成務・履仲・反正・允恭・安康・清寧・顕宗・仁賢の8朝がそれである。ただこれらの巻々は、上記①——④以外の巻々と同様、記述内容が、帝紀十旧辞から成つており、①——③の帝紀のみから成つているのとは事情がちがう。これらの巻々に地名伝説が現れないのは、たまたまそれらの巻々に採択された旧辞に、地名伝説を含む物語が取りこまれていなかった、という偶然の結果にすぎない。ということ、履仲記・顕宗記に地名伝説が出て来るのに、書紀の両巻にはこれが無く、逆に武烈紀に地名伝説があるのに古事記の同巻にはこれが無い、ということによつても了解されるであらう。もちろん両書に採択された旧辞そのものの内容のちがいによるものであることはいふまでもあるまい。

B（地名伝説のよく現れる部分）について——地名伝説の含まれていない部分は、前項の考察の結果、帝紀および記録伝承にもとづく部分であること。したがつて地名伝説のよく現れるのはそれ以外の部分、つまり旧辞の部分にか

ぎられることも自ら明らかとなった。

旧辞は帝紀とともに、古事記の史料としてはほとんど唯一のものであり、同時に書紀の史料としても不可欠のものであった。とりわけ6世紀中葉以前の国内的史料としては、ほとんどこれ以外には考えられない。その(旧辞)の内容はごく要約して示せば、おおよそ次のようなものと考えられる。

- ① 祭祀の思想を内容とし、祭祀に関連して伝承されたもの、
- ② 氏族の歴史を内容とし、氏族によって伝承されたもの、
- ③ 歌謡を含み、もしくは興味の高い物語から成り、芸能中心に伝承されたもの、

このうち、地名伝説の現れるのは②の項目にかぎられ、したがって、記紀における地名伝説の座標は、まさに旧辞の中の、②関連の伝承中にすえられている、といえるであろう。

旧辞は元来、天皇家所屬の語り部によって伝承され、記録の術(すべ)が実用化した欽明朝以降も、なおしばらくはそのままの形で語り継がれたであろう。しかしながら日を追って盛行におもむく記録化の波に洗われて、ゆるやかな変化をとげながらも、しだいに化石化の道をたどったであろう。それもやがては記録に移され、天皇家をとりまく氏々に伝写されて、しだいに広まってゆく。その各過程において有意・無意の改竄が加えられて、天武朝にはすでに各種の異本が並存するにいたったことは記序の伝えるとおりである。天皇の嘆きにもかかわらず、たがいに出自と利害とを異にする諸氏族によって個別に伝えられる以上、日ごとに乖離の巾をひろげて行くのは、むしろ当然のなりゆきであつた、というべきであろう。

この中であつて地名伝説もまた大小さまざまな影響を受けて、変形を余儀なくされたであろうことは論をまたないが、しかし、地名に結合された部分とその周辺とは容易に原型を変えようとはしなかった。それは壁に押された画鋏

が画面の凋落にもかかわらず、その周辺のわずかな部分とともに、原形を保存し得ていることと酷似するものがある。このことは古風土記においてとくにいちじるしい。和銅6年5月の詔命^⑦によって撰進された各国の風土記は、ほとんどその大部分を地名伝説によって埋め尽くされている。右の詔命は、必ずしも「山川原野名所由」だけを求めているわけではない。にもかかわらず、現存の古風土記がそのような状況を呈していることは、その編者たちがいかに多く「古老相伝旧聞異事」を載せようとしたか、そしてまた、その「旧聞異事」がいかに多く地名伝説（「山川原野名所由」）と結びついていたか、さらにまた、地名伝説と結びついた旧聞異事が伝承的風化に対して、いかに強い抵抗力を有していたかを物語るものと云えようか。

四、地名伝説の、古代と後代とを分けるもの

地名伝説は、しばしば国語学者にとりあげられて、国語学史ないし国語意識史などの巻頭にすえられることがある^⑧。それは地名に対する、古代人の解釈的意図もしくは語源意識（以下、国語意識という）の萌芽をそこにさぐるうとする試みに外ならない。しかしその試みは、一見地名の由来を説いているかに見える、その外観に眩惑されて、背後にかくされた地名伝説の実像を見失っているかに思われる。魚の形をした鯨は海中にばかり居るとはかぎらない。記紀における地名伝説もまた、その見かけにもかかわらず、後代の国語意識へとストレートにはつながらないのである。記紀の地名伝説が顕宗（記）・武烈（紀）の文を下限として、以後跡を絶つことについてはしばしば触れてきたが、爾来、地名に対する解説的記事の、正史上に初めて姿を現すのは、管見に入ったかぎりでは、神護景雲2年6月であって、その間ざっと2百数十年のブランクがある。

2百数十年をへだてて現れたそれは、しかしもはや地名伝説などと呼ばれるようなものではなく、むしろ純然たる

地名解釈とでも呼ぶべき性質（序章に述べた「A型」に近い）のものとなっている。それとこれ（記紀地名伝説）とを対比して示すと、

例⑤（神護景雲2年6月閏6月）武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於同国久良郡。獲白雉献焉。即下群卿議之。（中略）奏云。国号ニ武蔵。既呈三戰。武崇レ文之祥。郡称ニ久良。是明ニ宝曆延長之表。云々。（続日本紀 卷二十九）

例⑥ 故、是を以ちて其の速須佐之男命、宮造作るべき地を出雲国に求ぎたまひき。爾に須賀此の二字は音を以るよの地に到り坐して詔りたまひしく、「吾此地に来て、我が御心須賀須賀斯」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故、其地をば今に須賀と云ふ。（古事記 上）

⑤は、地名ムサシ・クラキを、それぞれ武蔵（志）・久良（岐）で表記しており、⑥は、地名スガを須賀で表記している。両者に共通するものは、ともに音読の漢字を用いて、それぞれの地名を表記している点であるが、地名に対する説明の仕方はまったくちがう。⑥の場合、くだんの地が「すがすが（清）しかつたから須賀と名づけ」られた、つまり、地名の須賀という字面と「すがすがし」との間には意味上なんの關係もない。須・賀はそれぞれ漢字としての固有の意味をすてて、単にス・ガという音節を表記するだけの（万葉）カナとして用いられたにすぎない。古代において、字音で表記された地名はすべてこのデンである。その2・3の例――

例⑦ (東国を平定し終えた日本武は、足柄の坂上に立って東方を見るかし、走水で入水して果てた妃・弟橘比売をしのぶ——) 故、その坂に登り立ちて、三たび歎かして、「吾妻はや」と詔りたまひき。故、その国を号けて阿豆麻と謂ふ。(古事記 中)

例⑧ (新羅を征服し終えて、北九州へひきあげた神功皇后は——) 故、其の政未だ竟へざりし間に、其の懷妊みたまふが産れまさむとしき。即ち御腹を鎮めたまはむと為て、筑紫に渡りまして、其の御子は阿礼坐しつ。礼阿の二字は音故を以るよ。 其の御子の生れましし地を号けて宇美と謂ふ。(同上)

さて、初めにかえて例⑤について——すでに触れたとおり、武蔵(志)も久良(岐)も、元来は例⑥と同様、それぞれムサシ・クラキを表記するためのカナとして用いられた。カナである以上、ムサシは上記の外、牟佐之・無三四……クラキは、具羅起・九落紀……等々でもよかつたはず。ただ、前記のものが慣用久しきに及んで右の字面に固定して来たというだけのもので、地名と字面との間にはもともと何の關係もなかった。にもかかわらずこれを説くに当っては、初めからそれぞれの字義にもとづいて名づけられたかのように「国名の武蔵と号づけられたのは、武(器)を蔵め、文を尊重(崇文)することのしるしであり、また郡名の久良と称されるのは、天皇の治世の永遠である(久良は久しくかつ長い)ことの象徴である。」とする。それぞれ字面固有の意味によりかかつての説明であつて、後代の地名伝説の特徴を、期せずして露呈したものと云えるであろう(古代の地名伝説にはこの種のものは皆無とい

つてよい)。2・3の(後代の)例を示せば

例⑨ 御使には、つきのいはさかといふ人を召して、駿河の国にあなる山の頂にもてつくべきよし仰せ給ふ。嶺にてすべきやう教へさせ給ふ。御文、不死の薬の壺ならべて、火をつけて燃すべきよし仰せ給ふ。そのよしうけたまはりて、つはものどもあまた具して、山へ登りけるよりなん、その山をふじの山とは名づけける。その煙いまだ雲のなかへたち上るとぞ伝へたる。(竹取物語——流布本——大尾)

例⑩ 古老伝へいふ。昔菅相公筑紫に赴玉ふ。其三男英比丸は衣の浦にさすらへ住玉ふ。跡ゑいひ殿あくひ坂とて上ケの山々有。其子五歳の時勅使あり。出迎へたまへば、おさな心にかゝみこそすれと仰ける。其子とりあへず、英比の子は生るゝよりも親に似て、とつけ玉ひけるを奏聞ありければ、其地に生るるものは知恵多しとて、知多郡と号し、英比の庄とて十六村を賜る。是前田久松氏等の祖也。〔衣浦千鳥集——国会図書館蔵本による〕

例⑪(イ) 珠流河者、急波奔濤之流派、国郡繁多也。其河百琢波磨、風、恰如珠玉。故、終以為国号。(新校群書類従 第21卷 雑部三 駿河国)

(ロ) 駿河者、有三大河。而其濤勢、如駿馬駢千里。故為国号。(同上)

例⑨について付言するならば、富士山のフジをあらわす万葉ガナは、不尽・布士・福慈……等十数種にも上るが、奈良朝末期に初めて「富士」が現れて、以来これが盛行するにいたった^⑩。前記竹取物語の大尾の一節は、この字面を利用しての地名伝説であることは云うまでもない。その「富士」が地名フジを表記するためのカナとして用いられたものであれば「富士」はもちろん日本語である。もしそれが「土に富む」意味での「富士」だとすれば、それは固有の日本語ではなくて漢語である。そもそも外国語ないし外来語をもって、わが国固有の地名の意味や由来を説明するということはありえない。たとえば——天満宮（これは純粹のやまとことばではないが）の由来を説いて曰く、テン（ten）のマン（man）たちが力を合わせて作ったお宮だからテンマン宮という、と云ったとしたらどうだろう。これが侮蔑の対象以外の何物でもないとするれば、ワタリ言葉として使ったテン・マンが日本語ではないからである。ヨコモジ言葉氾濫の現代においてすら然り、いわんや古代においておや、と云いたいところだが、前引のとおり「富士」がすでに大手を振ってまかり通っている。漢語としての「富士」が当時もはややまとことばと分かちがたいまでに、日本語化・日常化していたからに外なるまい。この傾向は、しかし案外早くから芽生えていた模様である。古風土記（逸文）中にすでに2・3の例を見るからである。地名伝説「遼磨」^⑪（備中国）・「功地山」（撰津国）・「武庫」（同上）などがそれ。これらの地名伝説の成立の年代は、いま正確には明らかにしがたいが、しかしいかに遡らせてみても、せいぜい「壬申」どまりであろう^⑫。つまり、そのころからきわめて徐々にではあるが、地名伝説の説き方のひとつの転機がおとずれつつあった。したがって、この前後の時期を、地名伝説における古代と後代とを分ける分水嶺と見て大過ないものと考えられる。

ともあれ、元来カナとして用いられた、地名表記の漢字面に対して、その字義にもとづいて、命名の由来ないし理由を再構成しようとしても、当らないことは火を見るよりも明らかで、その非なることは江戸時代の国学者のつとに

指摘したところである。しかし、その当・不当は別として、そこに流露している、地名に対する解釈的意図の存在は、これを否定することはできないであらう。そして、それは謂うところの語源俗解にすら達していないかも知れないが、まさしくそれは後代の国語意識へとつながる源流のひとつであることも否定できないであらう。同時にそれは序説で触れた、地名伝説の2つの型のうち、A型(解説的)の系統につながるものであることも多言を要しないであらう。

五、記紀地名伝説の実像

以上によって、旧辞所属の地名伝説と後代のそれとの間には、時間的に大きなへだたりがあるだけでなく、地名そのものに対する伝説生成者の態度において、さらに質的なちがいのあることがわかった。後代のそれが主として、地名に対する国語意識によってみちびかれたものであることは上述のとおりであるが、では旧辞所属のそれは何によるものであったか。以下、上掲の対照表のうち、とくに集中度の高い神武・景行両巻の地名伝説を代表として粗描を試みることにする。

A 神武朝の地名伝説について——旧辞は元来、天皇家の語り部によって語り伝えられ、やがてそれが他氏に伝写されて幾種類もの異本の並存を見るにいたった事情についてはすでに触れたが、他氏には他氏で、それぞれ固有の伝承のあったことはいうまでもない。しかしそれは一般には旧辞(もしくは本辞)とは呼ばれなかった。何と呼ばれたか。持統5年8月の条に、大三和氏以下18氏に対して、それぞれの「祖等墓記」を上進させたという^⑤、その「墓記」がこれに当るものではなからうか。もしそうとすれば、帝紀・旧辞が天皇家にとって「邦家経緯・王化鴻基」であったように、謂うところの墓記もまた諸氏にとって、存立発展のための「経緯」であり「鴻基」であったことはいうまでもない。そして墓記をもち伝えていたものは、むろん上記の18氏にはかぎらない。しかもそれが氏族制・姓制・律

令制の複雑にからみ合った、当時の社会制度の中であって各氏の社会的立場を保障する、もっとも重要なよりどころ(物語)であり、そしてそれが天皇家の旧辞といかにかゝわってゆくか——古代伝承の焦点のひとつはまさにこの一点にしほられてゆくはずである。各氏族のもち伝える旧辞が「正実に違い、虚偽を加える」ことの多くなるのはむしろ当然のなりゆきであったことについてはさきに触れたが、とりわけ大和政権の基盤設定の物語である神武朝の旧辞に、各氏族の利害が深いかかわりを持ち、したがって、そこに地名伝説の集中的に現れる意味もおのずから了解されるであらうか。文字なき時代にあつては、伝承のたしさを証するもつとも有効な手段のひとつは、物語の要(かじめ)々を地名に結びつけることであつた。——むかしa地においてA氏にかかるA'という事件があつた、よつてaという地名が生まれて、今現にここにあるではないか。——それがきわめて有効な実証的手段であつたところから常套化し、常套化することによって、しだいに力を失つて行つたこともまたさげがたい事実ではあつたが。

さて——ここに取りあげる6(記)ないし19(紀)の地名伝説は、それぞれ神武の東征物語中、究極の目的地たる大和およびその隣接地に集中している。その大多数は所在に蟠居する土酋・土豪との戦闘・謀略・制圧の物語の要々に結びつけて伝えられたものである。

(a)のグループ。タデツ(大阪府中河内郡)・チヌノウミ(大阪府泉南郡一帯の海)・ヲ(男)ノミナト(和歌山県和歌山市)——以上記。ナニハ(大阪府大阪市)・タデツ・オモノキ(大阪府牧方市か)・ヲ(雄)ノミナト(大阪府泉南郡)——以上紀。これらは一群をなすもので、皇師(書紀の用語に従う)が大和進入以前の海上漂航中の物語にかかるとのである。遺称地^⑩は上記のとおり、河内から紀伊にかけての各地に比定されており、かつオモノキを除いてはすべて水に縁のある地名で、古くはそれぞれに水上交通の要衝であつたと思われる。すなわち、大阪湾から上陸した皇師は、順路河内から大和に入ろうとしてナガスネヒコの抵抗にあい、やむなく後退して水上に浮かび、はるかに紀

伊から熊野を迂回しての大和入りを余儀なくされた。この間、皇兄五瀬は負傷、同じく稲飯は「あゝわが祖は天神、母は海神、如何にぞ我を陸に厄め、また海に厄むや」と悲痛な言葉を残し、入水して果てた。皇師にとってもっとも危難に満ちたこの時期における最大の貢献者は誰であったか。海上舟行をなりわいとする氏・部族であったにちがいない。それは皇師所属のそれであったか、それとも上記各地土着のそれであったか。何れにせよ、この辺の記述は海に生きた氏・部族と、直接間接深いかかわりのある伝承であったと思われる。

(b)のグループ。ウダノウガチ(奈良県宇陀郡)・カブラザキ(遺称地未詳)・ウダノチハラ(同県宇陀郡?)——以上記。ウダノウガチノムラ・ウダノチハラ——以上記。ヤタガラスに導かれて大和入りを果たした皇師の最初の作戦は、宇陀の土魁エウカシの討伐で、右はその時の物語の地名伝説群。ウダノウガチは吉野の国巢族の住む險要の地で、大和入り第一の難関であった。そこを無事踏みうがち通ったのでウダノウガチという。チハラは頑敵をセン滅して、血が流れてかかとを没した所であると。またカブラザキは、エウカシに降服をうながしたが、これに応ぜず鳴鏑を射返した所であると。何れも皇師諸族にとって忘れがたい土地がらであるが、とくに宇陀の主水部(遠祖、オトウカシ)一族との深いかかわりを推考させる地名伝説群である、

(c)のグループ。メサカ(奈良県宇陀郡)・ヲサカ(同上)・スミサカ(同上)・トミ(同県生駒郡)——以下地名伝説は紀のみ。記は、ほぼ同じ筋を追いつながら、歌謡を伝えることが主となり、平定物語はそのかげにかくれた形となつてゐる。さて、国見丘のヤソタケル・磯城のエシキ・鳥見のナガスネヒコ、この3者はさいごまで皇師をなやまし続けた土豪の雄で、ここに裁定作戦は最大の山場にさしかかる。懐柔・謀略・呪禱等、あらゆる手段を尽くして行われたが、上記3つの坂はその時の戦略上の要衝で、メサカは女軍を、ヲサカは男軍を、スミサカは焔(おこし)炭をおいて戦つた所であるという。またトミは、ナガスネヒコとの難戦中、突如金鷄が飛来して皇師を勝利にみちびい

た奇跡の地。これは物部氏と深いかかわりをもち、他面大陸へのつながりも考えられる物語で、騎馬民族説ひいては「天孫民族」の出自についての連想をさそわれる、とくに注目すべき伝承のひとつである。

(d)のグループ。イハレ(奈良県磯城郡)・タケダ(同県橿原市。宇陀郡とする説も)・キダ(同県添上郡)・ツラマキダ(同県十市郡か)・ハニヤス(同県高市郡)——さてドンジリにひかえた土豪は磯城のヤソタケル。これらはその討滅に関する地名伝説群で、イハレは大和平野から宇陀山塊へのネックに当る要衝の地、そこに皇師(一説には敵軍)の大軍がイワミ(満)たる所であるという。しかもここは、神武の和風称号イハレビコ由来する地名でもある。さればここは大和政権にとって、もっとも因縁の深い土地がらであり、そこをこの東征物語の終着点としたことは、偶然の結果とは思われない。タケダはそこで皇師が立ちあがって雄たけびをした所であり、キダは城を作った所、ツラマキダは敵屍が累々として「臂(ただむき)を枕にした」所であるという。ここにイハレ以下4つの地名伝説を投入して、この長物語をしめ括ったことは、動かしがたい勝利の記念碑をそこにうち建てたことを意味するであろう。又ハニヤスは、万葉の歌々では香具山の北麓のあたりと思われるが、ここでは山の嶺としている。その土で祭器を作り呪禱を行って戦勝に大きな貢献をもたらした、その土を取った所であると。これはその遠祖が終始この物語と深いかかわりをもった倭国造(遠祖、椎根津彦)一族と不可分の関係にある伝承と思われる。ちなみに、三輪山が大和土着の人々にとって信仰の象徴的存在であったのに対し、香具山はいわゆる天孫民族の心のふるさとともいふべき存在であったことも多言を要しない。

(e)のグループ。クメノムラ(奈良県橿原市)・アキヅシマ・ソラミツヤマノクニ(ともに大和政権の威令の及ぶ範囲、日本国)——クメノムラは東征に大功のあった久米氏に対する行賞の地。またアキヅシマは大和平定後、神武の初めての国見の行事にちなんだ地名伝説。最後のものは、やはり国見の一種で、物部氏の遠祖、饒速日の、空からこ

の国土を見おろしての命名によるものであるという。されば、上述の地名伝説トミとともに、これは物部氏の古代社会における特殊な地位を暗示する伝承といふべきであろうか。すなわち、国土に対して命名し得るものは、その国土に対して絶対権を有するものでなければならぬ。神武紀の最終の段には、さきのアキヅシマの外、伊弉諾の命名による「浦安国・細戈千足国・磯輪上秀真国」、大己貴の命名による「玉牆内国」とならべて4つめの命名として、上記饒速日のソラミツヤマトノクニをあげている。古代社会——というよりもむしろ古代伝承の中における物部氏の容易ならぬ地歩がうかがわれるではないか。

以上で、神武朝における地名伝説の粗描を終るが、さきにも触れたように、この巻は大和政権の基盤設定の物語であつて、歴史的にも社会的にもきわめて重要な意味をもつものであることはいうまでもない。だとすれば、この巻は天皇家の伝承（旧辞）を中核としながらも、上来指摘した諸氏族の伝承のほか、たとえば持統5年8月の条にあげられた「18氏」の中の然るべき氏々、その他の伝承（「祖等墓記」又は「祖等所仕状」など）をも広く参酌して成立しているものと思われる。

古事記は諸家所有の旧辞を討覈して「偽を削り実を定め」て、できるかぎり純粋な旧辞としてこれを保存しようとしたのに対して、書紀の方はむしろ、大和政権の史観と相容れないもの以外は、広くこれを受け容れて天皇家の旧辞を補強しつつ、これを以て新たな社会組織の典拠としようとしたもののように思われる。（この巻における記紀の地名伝説の数が、それぞれ6・19というところにも、この間の消息が反映しているものと云えようか）。当然の帰結として、異質な伝承からの切りとり、切りすて、つぎはぎが大胆に行われたであろう。その上、書紀が編年体として編み上げられたこともあつて、——もともと、旧辞は編年体にはなじみにくい伝承体であつたと思われる——旧辞本来の姿からは大きく変貌してしまつたであろうことも想像に難くない。（もちろん、その伝承に地名伝説をもたなかつ

た氏々は、この物語（大和政権の基盤設定）の成立に貢献しなかった、などと云っているのではけっしてない。念のため）

B 景行朝の地名伝説について——この巻は10の地名伝説からなる、景行自身の西征物語(a)と、記紀それぞれ6・5ずつのそれを含む、日本武の東征物語(b)とからなる。前者は書紀だけの所伝であって、この辺にも文学に傾こうとする古事記と政治を重しとする日本書紀との立場のちがいが露呈している。

まず(a)について——書紀の記述によれば、景行の西征物語は前後6年におよぶ征討・撫綏（以下、書紀の用語例にならって「巡狩」という）の物語であって、時間的にも地理的にも、規模の雄大さは神武の東征物語に匹敵する。ただしその内容は全くちがう。神武のそれは危難に満ちた戦闘・謀略・圧服の血なまぐさい物語であるのに、これはいわば一種の政治的ショーの物語化であった。だからそこには悠々たる遊行・觀風（風||風俗・風光）の旅がある。武力を誇示する戡定作戦もある。また、天の感応を示現する奇跡があり、土神・土酋を宥和する恩沢の物語もある。それはまさに充実した大和政権の武威と権力とを内包した、一種の政治的デモンストレーションの物語化に外ならない。しかしこのような大和政権の実績は、もちろん一朝にして成るものではない。幾世代にもわたる継続的事業の集約されたものであり、それが景行という、一人の架空(?)の明君を主人公とする旅の物語として結実した、それがこの巻の西征物語であった。次項(b)の日本武の東征物語もまたその例にもれないであろう。

さて——九州へ渡った景行は豊前国の一角に行宮を定めてそこをミヤコ（福岡県京都郡）と命名。ついで豊後国に到り、その地形を觀望してオホキタ（大分県大分郡）と名づける。所の女酋・速津媛の進言を容れてツチグモの討伐を決意、ツバキチ（遺称地未詳）で戦備をととのえ、チダ（同上）でツチグモの党類をセン滅して、それぞれ地名

伝説をとどめている。さらに日向国高屋宮（遺称地未詳）に行宮を移してクマソタケルを謀殺。留まること数年にして、その国の佳人を召して子孫（日向国造の始祖）をのこす。また、ある春の日に丹蒙の小野（遺称地未詳）に遊んで、はるか東方を見遙かし、所感を述べてヒムカの国号の由来とする。肥後国ではオトクマを誅して、たまたま水なき小島に一泊、水を求めて山部の遠祖（小左）をして、天に折って寒泉を涌出せしめ、よってミツシマ（熊本県・八代市付近）の地名が生まれる。つづいて葦北より舟にのり、海上はるかふしぎな火光にみちびかれて目的地に達し、そこをヒノクニ（佐賀・熊本両県と長崎県の大部）と命名する。また阿蘇国では、土着の神アソツヒコの名にちなんでその国をアソ（熊本県・阿蘇郡）と呼ぶこととし、一転して筑後国三毛郡では大樹を見て感動し、ミケ（福岡県・三池郡）の地名を与える。また八女県粟の岬の景観にふれては、所の神ヤメツヒメにちなんでヤメノクニ（福岡県・八女郡）と命名。さいごに的邑（いくはのむら）で食事をとり、たまたま膳夫が盃（いくは）の持参を忘れたところから、そこをイクハ（福岡県・浮葉郡）と名づけて、この数年にわたる巡狩の長物語をしめくくっている。

以上が景行の西征物語にまつわる地名伝説の粗描であるが、旅（巡狩）の物語がいかに地名伝説と不可分の関係にあるか、推想に難くないであろう。

ちなみに、九州各国の古風土記に採録されている景行関連の地名伝説は、逸文をも含めると41にのぼる。このうち書紀の伝えるそれと相重なるものはミヤコ・ツバキチ・チダ・オホキタ・ヒノクニ・ヒムカ・アソ・イクハの8である。これは書紀所伝の地名伝説が、中央のみならず現地においても重視されていたこと、ならびに、書紀所載のもの以外にも、景行西征の物語が広く各地に根をおろして生き続けていたことを示しており、しかもそのほとんどすべてが、それぞれゆかりの地名と結合して（地名伝説の形で）伝えられていることは注目すべき事実でなければならない。ついでながら、日本武にまつわる地名伝説は冒頭に表示したとおり、記6・紀4にすぎないが、常陸国風土記には

16 (内2は弟橘媛に関するもの)をのせている(記紀と重複するものなし)。一國の風土記の記載が氷山の一角であることを思えば、かつて存在したであろう日本武伝説の、東国における密度と広がりには想像を越えるものがあったにちがいない。

このことはまた『宋書』に伝える倭王武の「上表文」の一節を思い出させる。

封国偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧処、東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、渡平海北、九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、……

上表文の性質上、かなりの文飾はさげがたいとしても、その内容はほぼ史実の線に沿ったものであったであろうことは多くの史家の認めるところである。だとすれば、上記景行・日本武に関する伝承も長きにわたって集積された史的記憶をふまえながら、有意無意のデフォルメを加えつつ伝承しているうちに、一人の名君・一人の英雄を核として、しだいに収斂してあのような形をとるにいたったものと思われる。それにしてもこれらの物語が、かりに地名と結びつけつつ伝承されなかったとしたら、少なくとも地方におけるこれらの物語の大半は烏有に帰していたはずである。和銅6年5月の詔命によって「山川原野名号所由」の録上を求められても、その手がかりがなかったからである。

結果論のさらいはあるが、伝承の保存に協力した地名伝説の貢献は、あらためて評価しなおされて然るべきであろう。

(b) (日本武の東征物語) について——東征物語の最初の地名伝説はヤキツ(静岡県焼津市)。そこで当所の国造(書記では賊としている)にあざむかれて野火の難に見舞われた日本武は、叔母・倭比売から与えられた火打石で向い火を切り、逆に国造一味を焼き亡ぼす。よってそこをヤキツという、と。さらに東進して走水の海を渡ろうとして風浪にあい、弟橘比売の入水によってあやうく難をのがれる。書紀はここにハシリミヅの地名伝説を伝えているが、

古事記にはこれが無い。その代わり「さねさし相模の小野に燃ゆる火の 火中に立ちて問ひし君はも」——弟橘比売のこの絶唱を一首挿入している。しかし、この歌はもともと比売とは無関係な相模の国ぶり歌、ないしは人口にカイシヤした野焼きの民謡で、この場合、地名伝説に代位して用いられたものと思われる（後述）。第三の場面は足柄の坂。この坂上で、東方を見遙かした日本武は比売をしのんで「三嘆」シアヅマの地名伝説をのこす。書紀はこの物語を碓氷の坂のできごととしてしているが、おそらくは資料提供者の本貫のちがいによるものであろうか。^④ 第4は甲斐の酒折宮での、第5は尾張の美夜受比売との唱和の物語。第6は伊吹山の山神征服失敗の段——山神の毒氣にあてられたミコトは苦悶のうちに山を下り、やがて死を迎える。波瀾に富む英雄の物語の終局の場面である。古事記ではここにキサメノシミツ（岐阜県不破郡か）・ダギ（同県多芸郡）・ツエツキサカ（三重県三重郡）、ひとつの歌をはさんでミへ（同上）と相ついで4つの地名伝説をここに集中している（書紀ではここを、キサメガキひとつにしぼっている）。それはさながら、命の終点に向かってなだれ落ちようとする、ミコトの息ざしを聞く趣である。あとは能煩野での国しのびの歌から遺族たちのミハフリの歌へと続いて、大きな余波を打ちあげつつこの物語を結んでいる。

以上がこの東征物語における地名伝説の粗描であるが、以下2・3の点について、やや細論を試みる——(1)さぎのヤキツの所在を、古事記は相模とし書紀は駿河としている。その遺称地は、今日一般に静岡県焼津市とされているように、地理的常識からして、書紀のいうとおり駿河のヤキツとする外はないであろう。この点について「記伝」はいろいろと論じているが、^⑤ここは古事記（の旧辞、以下同じ）の伝承者の誤りと見るほかはあるまい。^⑥問題は、それが知らずしての誤りであったか、それとも承知の上でのあやまりであったか。私は後者であると思う。というよりも、古事記も初めは駿河のヤキツであった、と同時に走水の風浪の段も、れいの歌ではなく、書紀同様ハシリミツの地名伝説をそこに結びつけていたと思われる。それを後に、れいの野焼きの民謡——サネサシ サガミノヲノニ……に代

置する趣向を思いついた。比売をしてこれを絶唱せしめることによって、ヤキツの火難の場における日本武の思い出にひたりつつ、入水せしめることになり、この物語の悲劇性・文学性を一段と高めることに成功した。そのかわり、ハシリミツの地名伝説はこれを切りすてる。それがまた、のちの足柄の坂上における「三嘆—アツマはや—の言葉とひびき合つて、哀恋物語としての悲劇性をいやが上にも盛り上げる結果となつた。だがそれには、サネサシ サガミ……の歌の文句と平仄を合わせるために、火難の場ヤキツを駿河ではなく相模とする地理的矛盾には目をつぶらなければならぬ。文学性を志向する古事記の伝承者はこの矛盾を承知の上で、あえてヤキツを相模とし、併せてハシリミツの地名伝説を野焼の民謡にすりかえた。文学的には大きな成功であつたことはいうまでもない。合理主義をとる書紀はヤキツを駿河として地理上のツツツマを合わせた結果、サネサシ……の歌は、これを取りあげる余地を全く失つてしまつた。合理主義に義理立てをした書紀の、この辺の行文の何と散文的であることか。

なお、このような人口にカインチャした歌を利用することは、時に地名伝説同様、いやむしろより以上に伝承的效果を發揮するものであることの、これは恰好の例といふべきであらう。

(2) 歌物語が、ときに地名伝説に代替されることは右のとおりだが、時としては民間の習俗そのものが代替される場合もある。たとえば足柄の坂本で、日本武は食いのこしの蒜の片端を山神の化身たる白鹿の目にうちつけて殺し、その上で無事足柄の坂上にのぼり立つ。——これは古事記の所伝だが、書紀ではほぼ同じことを伝えて信濃の坂（信濃国阿知駅と美濃国坂本駅との間の御坂峠）での出来ごととしてゐる。そしてこれをもつて、「是の山を踰ゆる者は蒜をかみて人及び牛馬に塗る」習俗の起源だとしてゐる。足柄を海道一の難所とすれば、御坂は山道一の難所であつた。このような險難を越えるに當つては、山神の妖氣を払うための呪術として、これは当時広く行われた習俗のひとつであつたと思われる。

旅の物語の要所々に地名を、歌を、諺を、ときに習俗を結びつけて、それぞれの起源伝説として語る。それは物語をして権威あらしめるとともに、聞きてに対しては深い印象を与えて、物語を永く記憶にとどめさせる有効な手段であったと思われる。そのためには地名同様、歌も諺もまた習俗も広く知られたものであればあるほど効果的であったはず。

(3) 英雄の物語のさいごの場面——さきに触れたように、古事記はここに4つの地名伝説を投入して、ミコトの苦悶のすがたを描き出そうとしているかに見える。すなわち、山神の妖気にあてられたミコトは昏迷のうちに山を下り、ある清泉のほとりで憩い、やっと正気をとりもどす、そこをキサメノシミヅという。ようやく歩きはじめたが、どうしても「吾が足、え歩まず、たぎたぎしくなりぬ」と云ってそこをタギと名づける。杖にすがって歩きかけたところがツエツキザカ。とうとう「足がマガリのように三重に曲ってしまった」といってさじを投げたところがミへの村。というわけで、起ちつ、たおれつ、いざりつ……まさに苦悶の象徴である。切迫した巨人の息ざしが聞えるようではないか。しかし、ここでも古事記は地理的な矛盾を犯している。すなわちこの4地点は岐阜・三重の両県にまたがっており、死期に直面して苦悶する人間の行動範囲をはるかに越えている。また足跡の順序も「尾津」の歌を含めて行きつもとどりつ、はなはだとりとめがない。だから、ここでも書紀は地名伝説をキサメガキひとつにしほって、あとは切りすてている。合理的である。(ともすると、この4つの地名伝説は、もともと伊吹山麓をめぐるそれぞれの地点で個別に、かつ断片的に語り伝えられていたものなのかも知れない。それを古事記の伝承者が拾いあつめて、文体的な特殊な効果をねらって、ここに点出したものではなかったか。伝説の生成者がひとりであったとしたら、このような矛盾に気づかないはずはないからである)。ともあれ、地理的な矛盾は矛盾として、ここに相ついで投入された4つの地名伝説の文学的ないし文体論的效果はさきに触れたとおりである。それは後世の能楽などという、序・破・急

の呼吸と一致するものがあるように思われるが、いかがであらうか。

(4) 地名伝説の文体論的効果——地名伝説がこのように、地理的常識を無視するようになっては、伝承のたしかさを保証するといっても、それはもはや無理な話である。しかし、ここでの地名伝説は、それとはまた別様の機能を發揮しているように見える。つまりひとつの場面(できごと)にしめくりをつけて、話をつぎの場面へと運ぶ、いわば舞台回しの役割である。別言すれば、長い文章における段落の目印としての機能である。それならば必ずしも地理的常識に義理立てをする必要もない。それは歌物語の歌、コトワザ伝説のコトワザなどと相通じる働きだからである(上記②)。歌・コトワザ・習俗・地名、このような種々の小道具を利用しつつ物語を運んでゆき、終段にいたって突如数箇の地名伝説を集中的に点出する。そして急迫の気をもり上げつつピリオドを打つ。この一連の流れの中に地名伝説のもうひとつの意味、いわば文体論的な機能が秘められているように思われるのである^④。

このような意味において、ほぼ完全な形をとどめているものに、奈具社の天女の物語(丹後国風土記・逸文)がある。かなり崩れてしまつてはいるものの、なおそのなごりをとどめていると思われるものに、神武の東征物語の終段のイハレ以下4の地名伝説(紀)・武埴安彦反逆の物語の終段のクスバ以下3(記)・4(紀)の地名伝説・建借間命の荒賊討伐物語の終段のイタク以下4の地名伝説(常陸国風土記・行方郡)などをあげることができる。

六、収束

神武・景行両巻に現れた地名伝説のデッサンを描いてみて思うことは、両巻の地名伝説合わせて46、その集中度の高さについてである。両巻ともに征戦(巡狩を含む、以下同じ)に関する物語ではあるが、すでに触れたようにその内容はかなりちがう。前者は大和政権の基盤をそこに確立した物語であり、後者は政権の版図を東西に飛躍的に拡

大した物語である。地名伝説をかりに大和政権成長の里程標のひとつと見るならば、記紀の地名伝説の半数近くがこの両巻に集中するいわれも、あながち故なしとしないであろう。征戦の物語には地名伝説はつきものである。神武・景行両巻の外にも、大和政権の充実強化につながる、同趣の物語を拾うと、武埴安彦の反逆の物語・大毘古の北国巡狩の物語（崇神期。地伝、記5・紀6）・仲哀・神功の北九州巡狩―新羅遠征―皇位継承にからむ一連の物語（地伝、記1・紀6）・大山守反逆鎮庄の物語（応神記。地伝1）・墨江中王の反意臣殺の物語（履仲記。地伝2）などがある。何れも武力を前提とする、大和政権の基盤強化につながる物語であり、神武・景行両巻の征戦物語に準ずるものと見てよい。これらの物語に現れる地名伝説を前者と合算すると67となり、記紀の地名伝説の7割近くがこの種の物語――大和政権の基盤強化ないしは充実発展につながる征戦物語によって占められることになる。これは注目すべき事実でなければならない。版図のひろがりには政権充実の象徴である。その版図のひろがりや端的に示すものが地名伝説の分布状況である。その征戦物語の要々にちりばめられた地名伝説は、支配権が確実にそこまで及んだことを示すとともに、ややもすると漂移しやすいこの種の物語をそこに固定せしめる力がある。そして、それが結果的には伝承の保存に大きな力を発揮したことについてはすでに触れた。したがってこれ（地名伝説を要々に織りこむこと）は、この種の物語の伝承には不可欠の手法のひとつであり、そこに重要な語り部的文体のひとつがかっては成立していたものと考えざるをえない。それが、この両巻に地名伝説の集中的に現れるゆえんと思われる。

ここまで書いてきて、ふとひとつのふり払いがたい想念にとりつかれる。もはや半世紀以上にもなるが、かつて「日本陸軍」が怒濤のごとく中国大陸へ侵入したことがある。朝に一城を抜き夕に一塞をほふる。そのたびに国民は歓呼して、壁に貼られた地図に日の丸の小旗のついたピンを押して行った。旗は北京に天津に南京に武漢三鎮にと、ほとんど中国半土を被いつくしたことを、今複雑な気持ちで思い起こさざるをえない。その時の小旗のひとつひとつが、

神武・景行を中心とする上記の巻々に集中した地名伝説のひとつひとつと異なるものなのであろうか。否か。旧辞をかりに大和政権充実発展の歴史地図にたとえるとすれば、上記の物語の各所にちりばめられた地名伝説と、壁上の地図の小旗と、その間に何ほどのちがいがあのだろうか。千数百年の時の流れをへだてながら、民族心理の地下水は案外ちかく通いあっているもののように思われる。

ちなみに、神武紀所載の次の記述、「兼六合以開都、掩八紘而為宇」——とくにこの、あとの一句が時の政界・軍部、また一部の学者・言論人の好尚に投じ、膨張主義の国策の理念の淵源として、誇大に宣伝利用されたことは、なお記憶に新しい。

しかし、このような美辞麗句は多く中国からの借りものであって、これが書紀成立当時の民族の意向を反映したものであるかどうか、はなはだ疑わしい。ましてこれを神武の昔にまでさかのぼらせて、民族の思想・感情・意思の根元（を代表した神武の言葉）と見做そうとすることの不当なことは論をまたないであらう。私にはむしろ、このような美辞麗句、ないし理念まる出しのキャッチフレーズよりも、伝承の過程において期せずして語り出され語り継がれる、たとえば地名伝説のような、伝承の副次的産物の中にこそ、民族の深層をひたす思想・感情・意志が、かすかにしかしすなおに流露しているように思われるのであるが、いかがであらうか。蛇足ながら、ユングのいう、民族心理の「原型」のひとつの露頭をそこに見る思いがするのである。

神武・景行両巻その他上記の征戦物語は、しかし、もうひとつワクを拵げて考えれば、それは旅の物語である。武力を前提とした旅の物語である。そして、旅の物語には地名伝説はつきものである、と云いなおした方がよいかも知れない。記紀には、たとえば妻を求め新居の地を求めての旅の物語、物いわぬ王子のために鶴の鳥の跡を追っての回国の物語、ミソギの聖地を求めて旅をゆく王子の物語、また破鏡の悲しみを抱いた薄幸の女性の客死の物語等々が地

名伝説と固く結びつけて語り伝えられている（前掲の「対照表」参照）。

また、古風土記の中にこの種の物語を求めれば、もつとも古色を色濃く保存していると思われる景行妻まぎの物語（播磨国風土記、巻頭）・大汝親子の逃走（追跡）物語（同上 飾磨郡）・大汝、小比古尼のガンクラベの物語（同上 神前郡）・阿遲須積高日子の物語（出雲国風土記 仁多郡）、また逸文では賀茂社の建角身の回国物語（山城国風土記）・奈具社の天女の放浪物語（丹後国風土記）などがある。それらを見れば、いかに旅の物語と地名伝説とが深い関係にあるかを思わぬわけには行かないであろう。これらはまた、万葉集卷13の巻頭に近く並べられた諸歌、たとえば3236・3237などを介して、後世のいわゆる「道行きぶり」——あの一種独得の文体を有する旅の物語へと接続する、これらの物語はその源頭をなすもののように思われる。

そのほか、国生み・国引き・国見の物語といい、築堤・通水の物語といい、総じて弥生・古墳時代に生きた人たちの生活には土のにおいがしみ着いているように思われる。「前言往行の存して忘」るべからざるもの、その中でも旅の物語はとくに大地と関係が深い。その要所々々を大地に結びつけて後代に伝えようとした気持はよく分かるような気がする。記紀における旧辞の量に比して、そこに現れる地名伝説の量は必ずしも少ないとはいえないが、一転して古風土記に伝えられた地名伝説の量のいかに多いかを見よ。そこには、逸文まで合算すると、数え方によって多少のちがいはやむをえないとしても、無慮五百数十件に上る地名伝説がひしめいているのである。土に生きた人たちの生活感情が期せずして、古老相伝の「旧聞異事」つまり「旧辞」と結びついて現れたもの、それが古代地名伝説であったといえないであろうか。

付(1) 地名伝説は地名の由来を説く。物語があつてそこから初めて地名が生まれたかのように。しかしこれは逆であ

る。地名と物語とは元来別ものであった。もちろん、時には事件Aによって地名aが命名された、ということもあつたにちがいない。たとえばB地C地が合併して新たにDと命名されたというようなことは今日もよくあることであり、昔もあつたにちがいない。事実、国見の行事などに付随して命名された地名というものもいくつかはあつたと思われる。しかし一般的に云つて、地名と物語とは別ものであつた。集団生活の行われるところ、問題の地点を呼ぶ共通の符牒が、物語のあるなしにかかわらず無くてはすまされないからである。つまり、物語があつて初めて地名が生まれたのではなく、初めからあつた地名を、物語の方から求めて近づいて行つた、そしてこれを物語に取りこんで物語のために利用したのである。そのためには物語があつて初めて生まれたような、知名度ゼロの地名では、物語のためには何の役にも立たないのである。できるだけ知名度の高い、よく知られた地名であればあるほど、利用価値もまた高いのである。そこからして、上来述べたようなものも承的効果も期待できるのである。

(2) 地名伝説にはA・B2つのタイプがあり、これを峻別すべきことについては序章で触れた。A型は地名に対する解釈的意図のあらわなものであつて、後世の国語意識へとつながる可能性の強いものであること、ならびにその廻りうる上限はほぼ「壬申」どまりであることについても、これに対してB型は、旧辞の中にのみ存在し、旧辞とともに亡び去つたものであり、A型との間には時間的に200年以上のひらきがあるのみならず、生成の要因もA型のそれとは全く異なることについては上来屢述したとおりである。

しかし、この種B型の地名伝説に国語意識の胎動を全面的に否定するつもりはない。それどころか、その中から(もしあるとすれば)、どのような姿で、どのような条件ないし背景のもとに国語意識が芽生えたかを探ぐることこそ、国語意識の歴史的遡及にとつてもっとも重要な関心事でなければならぬ。「旧辞」の時代における国語意識、それはさかのぼり得るかぎりでのもっとも原初的なそれだからである。ただ、そのためにはB型地名伝説生成

の最大の要因ともいふべき上述の諸問題、つまり旧辭と地名伝説との間のあるべき関係をまず直視すべきであろう。それを直視した上で、もしくはそれを直視しつつ、右の関心事に迫るべきであろう。さもなければ、せつかくの努力も木に縁つて魚を求める結果にならないともかぎらないからである。

——文中の引例中、古事記・日本書紀・風土記・竹取物語からのものは、それぞれ日本古典文学大系（岩波書店刊）1・67・2・9による。ただしルビは便宜上最小限にとどめた。また、続日本紀からのものは、新訂増補国史大系（吉川弘文館刊）2による。「補注」も同じ。——

補注

①〇古今顯注に常陸は、ひたかちをひたちとは申すなり、陸をかちともよむなりと云るを、契沖が、陸をかちとよめること未知ず、ひたちはひたみちなりと云る、まことに然り、古歌に東道の道のはてなる常陸とよめるは、東海道の極なればなり。（古事記伝 二十之卷 白檮宮下卷）

〇比多知は日高道の義か、然らずばカミの約チにて、日高見を云るならむか。其はいづれにまれ、日高見より出たるには違ひあるまじくぞ覚ゆる。又常道と書ける事は、此国より陸奥まで陸路のひたつづきに続きたる故、文字にはしか書つるなるべし。（栗田寛『古風土記逸文考証』）

その他多くの説があるが要するに(i)ヒタミチーヒタカチーヒタツヅキ系統と(ii)日高見—日高道の約転系統とに集約されるが、常陸国風土記冒頭の(a)説は右の(i)系統の源を開いたことになる。

② 藤原宇合—靈龜2年(716)。8月遣唐使。養老2年(718)帰国。3年7月常陸国守として安房・上総・下総の

按察使（この頃に「常陸国風土記」成立か）。神亀元年（724）4月式部卿持節大將軍として蝦夷征討。2年閏正月征夷の功により勲二等を授かる。以下略。

③ 高橋虫麻呂——養老3年（719）から6・7年頃まで地方官として常陸に在住（この間、宇合に協力して同国風土記の編集に当たったか）。また摂津・丹後・河内・駿河・武蔵・下総など各地を旅行している。

④ たとえば——坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋の四氏編集の『日本書紀』上（日本古典文学大系67）の解説など。

⑤ 雄略記所載の地名伝説「呉原」を『帝紀攷』（武田祐吉著作集 第2巻 所収）では、帝紀に含まれるものとしているが、とすると、帝紀中これが唯一の例外ということになる。唯一の例外を認めて、これを帝紀所属のものとするか、それともこれを旧辞所属と見て右の例外を削るか、見解の分かれるところであるが、この巻はもちろん帝紀十旧辞から成る巻であり、かたがた古事記の他の地名伝説はすべて旧辞所属のものと考えられるので、拙稿ではしばらく後者の立場をとることとした。

⑥ 武田祐吉著作集 第3巻 49ページ以下。

⑦ 和銅6年5月甲子（2日）——畿内七道諸国。郡郷名著好字。其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具録。色目。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載于史籍言上。（続日本紀 卷第六）

⑧ たとえば——時枝誠記著『国語学史』（岩波書店刊）。永山勇著『国語意識史の研究』（風間書房刊）等。

⑨ 古事類苑 地部一 によると「久良（続日本紀）・久良（延喜式）・久良岐（倭名抄）・久良・海月・久良岐（諸書）・久良岐（郡名考）」等となっており、中には久良木（宝生寺文書）とするものもある。延喜式以前における3字表記のものは見当たらない。したがって、かりに3字表記の時代があったとしても、キのカナが岐（甲類）系統の

ものであったか、紀(乙類)系統のものであったかはきめがたい。

- ⑩ フジ——不尽(日本書紀)、福慈(常陸国風土記 筑波郡)、不自・不尽・布土・布仕・布時(万葉集)、富岷(靈異記 卷上)、富士(続日本紀・三代実録)。なお、のちには、不二・不字・浮志なども現れたが、奈良朝では「不尽」、平安朝以降は「富士」に人氣が集まる。

- ⑪ 「富士」の初見は、天応元年七月の条(続日本紀)

- ⑫ 古風土記の一部が他書に引用されたものの第一号として地名伝説ニマの原文を引く。

臣 去寛平五年 任備中介 彼國下道郡 有邇磨郷 爰見彼國風土記 皇極天皇六年 大唐將軍蘇定方 率新羅軍 伐百濟 百濟遣使乞救 天皇行幸筑紫 將出救兵 時天智天皇 爲皇太子 攝政從行 路宿下道郡 見一郷戶邑甚盛 天皇下詔 試徵此郷軍士 卽得勝兵二萬人 天皇大悅 名此邑曰二萬郷 後改曰邇磨 其後天皇崩於筑紫行宮 終不遺此軍

(本朝文粹二、三善清行意見封事)

(右の文中「皇極」「天智」について——古風土記では天皇に関してはすべて宮号ないし諱(エイミナ)を用いるのが通例。右のように漢風の諡号を用いることは異例である。諡号の制については史書に明徴がなく、巷間諸説が行われているが、とにかく神武——文武の42代は淡海御船による、奈良朝後半から彼の没年(延暦4—785)にかけての約30—40年間の撰進とするのが、まずは通説。したがって諡号はしばしば古風土記の眞贋判定のキメテのひとつとされるが、この場合は「封事」の一部としての、文体的配慮からする、清行の改変と見るべきものと推考される。

- ⑬ 拙稿「字音地名伝説考」——その国語学的考察——上(静岡女子短期大学研究紀要 第14号)

- ⑭ たとえば——『諸国名義考』(藤原彦麻呂著) 上

⑮ 持統5年8月——己亥朔辛亥、詔十八氏、(大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇)上進其祖等墓記(日本書紀 卷第三十。ただしカッコの中は、原文割注)。右の「墓記」が次の文の「先祖等所仕状」に当るものであり、それが各氏族の実質的な「旧辞」に相当するものではなかつたらうか。

持統2年11月——乙卯朔戊午、皇太子率公卿百僚人等与諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉。於是、奉奠、奏楯節舞。諸臣各奉己先祖等所仕状、遞進誄焉。(同上)

⑯ 「神武天皇聖蹟調査報告」(昭和17年 文部省発行)——神武東征に関する地名の研究としてはもともと權威あるものとして迎えられ、そのこの諸書は多くこれに従っている。これは神武紀元2600年記念事業のひとつとして、当時の学界の総力を結集して行なわれた(昭和13年から15年にかけて)。

⑰ 物部氏の遠祖ニギハヤヒと天皇家の遠祖とは、ナガスネヒコを介して複雑かつ微妙にからみ合っている。ニギハヤヒと主従の関係にあったナガスネヒコ(トミビコ)の本質は鳥見であり、地名トミはこの「鴉」の物語に由来すると説く。この鴉の物語と酷似した建国神話がハンガリーに伝えられており、さらにこの種の、建国に関与する鳥の物語がウラル・トルコ・アルタイ・蒙古にかけてひろがる諸民族の間に、広く分布している。鴉の物語は物部氏の伝承と深くかかわるとともに、他面、騎馬民族説とのつながりをも示唆する地名伝説である。

⑱ 天武10年3月。丙戌。天皇御于大極殿。以詔川島皇子。忍壁皇子。広瀬王。竹田王。桑田王。三野王。大錦下上毛野君三千。小錦中忌部連首。小錦下阿曇連稻敷。難波連大形。大山上中臣連大島。大山下平群臣子首。令記定帝紀及上古諸事。大島・子首、親執筆以録焉。(日本書紀 卷第二十九)

今、学界の一部には「原古事記」と「現古事記」とを区別して考えようとする立場(小島憲之・西宮一民・梅原

猛の諸氏外)があり、その立場からは、日本書紀の右の記述をもって、「原古事記」の成立の契機と見る考え方をとる。たとえば梅原猛氏は「原古事記と小島氏が考えるものは、この大島・子首の筆を以て録したものと見るのがもっとも合理的であろう。この、天武帝の命で川島皇子以下が編集し、中臣大島と平群子首が筆録した原古事記の再編集が、天武帝からひそかに稗田阿礼に命ぜられたと考えるべきであろう」(『神々の流竄』へ梅原猛著作集 8—p. 321)と。しかし、大勢はなお、書紀の右の記述を以てのちの日本書紀編集の準備作業への出発点と見るのが有力である(日本古典文学大系 68 『日本書紀』下「補注」29—16)。この立場に立てば、日本書紀の成立には、上毛野君三千(遠祖、豊城入彦へ崇神記・同紀、国造本紀)古代上野の大豪族。天武13年、朝臣の姓を賜わる)の影響を無視することはできないであろう。とすれば、日本武の「三嘆」の場を古事記は足柄の坂上としているのに、書紀が碓氷の坂上としているのは、おそらく上毛野氏の資料によるものではないか。同氏の本貫の地には、碓氷の近くに「燔恋」「吾妻」の地名が残っていることも参考すべきであろう。

① 古事記が、ヤキツを相模国とする、地理上の矛盾を、記伝は古代の相模国の境域を駿河国まで拡大することによって解決しようとして細論を試みている(古事記伝 二十七之巻—日代宮 二之巻)が、やはりそれは無理というものであろう。(1)足柄—箱根は「天下の嶮」として、古くから大きな自然の境界をなしており、それから東はアズマの国、あるいは「関八州」として、半ば独立的な境域を形成していたこと。(2)武力も政治も文化も、この国では東漸が趨勢であって、これが足柄—箱根の壁を越えることは、のちのちまで容易ではなかったこと。相模国の西境がこの天然の壁をのり越えて、駿河一国を呑みこんでいたとする記伝の主張は、右の(1)(2)の趨勢に逆行する。古事記の記述をすべて真とする、宣長一流の古代観(哲学)に義理立てをしすぎたが故のイサミアシと見るべきであろう。

⑳ 御坂峠——延喜式（兵部式）によれば、当時信濃国には15の駅があり、常備すべき馬の数は165頭。したがって一般の駅では10〜15頭（中には5頭の所もある）を常備することになっていた。しかるに美濃からの入口に当る阿知の駅と、美濃側最後の坂本の駅とだけは常備30頭と定められていた。これは両駅の間御坂峠（今日の中央自動車道、恵那山トンネルの直上に当る）が東山道最大の難所だったからである。ちなみに、和銅年間、吉蘇路の開通を見てからは、こちらはしだいにさびれるようになった。

㉑ 拙稿「古代地名伝説の国語学的考察」——その文体論的観点から——I・II（北海道教育大学紀要 第17巻 1・2号）

㉒ 神武紀所載の「兼六合……掩八紘……」云々は文選・淮南子の次の文からの引用と思われる。

○帶二江双流、抗峨眉之重阻。水陸所湊、兼六合而交会焉。（文選「蜀都賦」）

○古先帝代、曾覽八紘之洪緒、一六合而光宅、翔集遐宇。（同上「吳都賦」）

○九州之外、乃有八殫、亦方千里。……八殫之外、而有八紘、亦方千里。……八紘之外、乃有八極、自東北方……。（淮南子 卷四「地形訓」）

㉓ C・G ユング。アニエラ・ヤッフエ編

『ユング自伝——思い出・夢・思想』1・2 河合隼雄・藤縄昭・出井淑子共訳（みすず書房刊）——端的には、2の巻末の「語彙」の項参照。